

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 月 1 4 日付けの生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 請求人は、前回処分により支給された令和 3 年 1 月分の住宅扶助費（45,000 円）が、本件移管調整を踏まえたものであると認識、理解しており、本件処分通知書の「〇〇さんの住宅費削除」との処分理由により、一度支給された住宅扶助費が転居により、後に削除されることを理解するのは極めて困難である。

したがって、本件処分は、行政手続法 14 条 1 項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分である。

- (2) 請求人は、本件転居前住宅の立退料（270,000 円）から、本件転居後住宅への転居費用 235,090 円を支払い、残額は 34,910 円となった。それにもかかわらず、引越しに伴う費用として電灯、コンロ、カーテン、カーテンレール等 135,2

67円を費消したのは、前回処分により、令和3年1月分の住宅扶助費45,000円が支給されると認識・理解していたからである。また、〇〇市担当職員から、請求人が令和3年1月に本件転居前住宅に居住していなければ、同月分の住宅扶助費の返還があること等の説明は受けておらず、後日補填されるという認識であった。

したがって、請求人が前回処分を信頼し、その信頼に基づき行動したことについては、同人の責めに帰すべき理由はなく、本件処分は、信義則（民法1条2項）に反する違法な処分である。

- (3) 請求人は、令和2年12月3日、〇〇市担当職員から、家具什器費に該当するため、これらを購入した場合は領収書を保管しておくよう言われたため、領収書を保管した。そして、令和3年2月1日、請求人は、〇〇市担当職員に呼ばれて、〇〇市事務所に出席し、当該領収書を〇〇市担当職員に渡し、同職員はコピーした。しかし、引越費用の清算の相談はなく、現在に至るまで一切連絡はない。

したがって、本件処分は、請求人が転居費用を引越に伴う費用に活用したという本来考慮すべき事情を全く考慮せず、引越に伴う費用が一切清算されていないという結果が生じているものであるから、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くという裁量権の逸脱・濫用が認められる違法な処分である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|-----------|--------------|
| 令和5年4月18日 | 諮問 |
| 令和5年6月20日 | 審議（第79回第3部会） |

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項 1 号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法 1 2 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1 号）及び「移送」（2 号）を掲げている。

さらに、法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法 1 4 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うことを定めるとともに、住宅扶助の範囲として、「住居」（1 号）及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（2 号）を掲げている。

(2) 臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・2 によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤

となる物資を欠いている場合の特別需要等)のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること、なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(3) 家賃、間代、地代等

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

また、同・ウは、被保護者が真にやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこととしている。

(4) 家具什器費

局長通知第7・2・(6)は、被保護者が、同・アの(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7(上記(2))に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、家具什器(暖房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとしている。

(ア)ないし(ウ)略

(エ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき

(オ)略

(5) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法24条9項により準用される同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(6) 職権による保護の開始及び変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとしている。

(7) 保護の対象者

法19条1項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

(8) 次官通知及び局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対し、令和3年1月分の本件転居前住宅の住宅費（45,000円）を支給したが、請求人が令和2年12月29日、〇〇市内に転居し、令和3年1月には本件転居前住宅に居住していないことが確認されたため、本件転居前住宅の同月分の住宅費を削除したことが認められる（本件処分）。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・(1)のとおり、本件処分通知書に記載の処分理由により、一度支給された住宅扶助費がその後削除されることを理解するのは困難であるため、本件処分は、理由提示の要件を欠いた違法な処分である旨を主張する。

しかし、処分庁が、前回処分において、住宅費として45,000円を計上したのは、前回処分時点においては、請求人の本件転居前住宅からの転居が完了していなかったことから、転居の事実が確認できるまでは、本件転居前住宅に係る住宅費を削除することが適当でないと判断したものと認めることができる。

そして、請求人が家賃45,000円である本件転居前住宅を転出して暫くした後の日付で、「住宅扶助－45,000」とする本件処分が行われていることからすれば、本件処分通知書にある「〇〇さんの住宅費削除」との記載自体から、請求人は、転居により支給する必要のなくなった住宅費を削除するものとして本件処分がされたことを了知することができるというべきである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

(2) 請求人は、第3・(2)のとおり、本件処分は、本件移管調整に反するものであること、また、前回処分の際、住宅扶助は返納してもらう場合があるとの説明はなく、費消した分は後日、補填されると認識していたことを挙げ、請求人の信頼を裏切り、理由を示さずになされた本件処分は信義則に反し、違法であると主張する。

しかし、本件処分が、本件移管調整の内容に反するものとは認められない。

また、請求人が、本件不動産会社から、立退料として、転居先である本件転居後住宅の令和3年1月分の家賃(53,000円)を含む270,000円を受領していることからすれば、1月分の本件転居前住宅の家賃は、もはや請求人に対して支給される保護費ではないことは明らかである。

そうすると、処分庁が、請求人に対し、前回処分内容に際して、請求人の主張にみられるような説明をすべきであったとの事情は認められないのであるから、転居に要した費用が後日補填されるとの請求人の認識は、請求人の独自の見解というほかなく、本件

処分の取消しを求める主張として採用することができない。

- (3) 請求人は、第3・(3)のとおり、本件不動産会社からの立退料で賄うことのできない家具什器等を自費で支払ったのは、〇〇市担当職員から、領収書を保管しておくようにと言われたためであること、請求人が後日、領収書を〇〇市事務所に持参し、〇〇市担当職員に清算を求めたところ、〇〇市担当職員はコピーをしただけで、その後の連絡がないことなどを挙げ、本来考慮すべき事情を全く考慮されていないことから、本件処分には裁量権の濫用が認められ、違法であると主張する。

しかし、〇〇市担当職員が請求人に対して領収書を保管しておくよう助言したのは、後日、請求人が家具什器費等の保護申請をする場合のことを考慮したものであると考えられるが、本件処分は、本件転居前住宅に係る住宅費を削除する変更処分であり、請求人の上記主張に係る事情は、本件処分の当否とは何ら関係を有しない事情といわざるを得ない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一